

資料5

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

医療政策課

1 改正内容

以下新旧対照表のとおり

改正後	現行
(賞与) 第10条 1～3 (略) 4 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与(第3号の規定に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた賞与)は支給しない。 (1) (略) (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (3) 前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者(当該差し止めを取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの 5 (略)	(賞与) 第10条 1～3 (略) 4 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与(第3号の規定に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた賞与)は支給しない。 (1) (略) (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (3) 前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者(当該差し止めを取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの 5 (略)

2 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律(令和4年6月17日公布・法律第67号)で、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されたことから、法律の施行に合わせて関係する規程の一部を改正するもの。

3 施行日

令和7年6月1日(法施行日と同日)

《参考》地方独立行政法人法 抜粋

(役員の報酬等)

第48条

- 2 役員報酬等の支給基準を変更したときは、知事に届け出なければならない。
- 3 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 知事は、届出があったときは、評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。